3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（西普天間住宅地区㉘磁気探査業務）」（以下「申請書」という。）は、平成29年１月12日から　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290－９　沖縄防衛局総務部契約課　電話098―921―8131（内線155）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。
提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　共同体としての資格及び審査
次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　防衛省における平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「測量」、「地質調査」、「コンサルタント（環境等）」のいずれかに係る級別の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として沖縄防衛局に競争参加を希望していること。
ウ　沖縄防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
エ　競争参加者の資格に関する公示（平成26年11月４日付装備施設本部長公示）４⑵に該当しないものであること。
オ　共同体の代表者は、防衛省競争参加資格において、「測量」、「地質調査」、「コンサルタント（環境等）」のいずれかに係る級別の格付「A」を受けた者。
代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格において、「測量」、「地質調査」、「コンサルタント（環境等）」のいずれかに係る級別の格付「C以上」を受けた者。
⑵　業務形態
ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。
イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。
⑷　共同体協定書　共同体協定書が、上記３⑴の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。
5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い
上記４⑴イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が上記４⑴イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記４⑴イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。
6　資格審査の結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　共同体の名称は、「西普天間住宅地区㉘磁気探査業務○○・○○共同体」とする。

競争参加者の資格に関する公示

平成29・30・31年度において独立行政法人中小企業基盤整備機構の物品製造等についての競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成29年１月12日
独立行政法人中小企業基盤整備機構
分任契約担当役　饒平名知克
◎調達機関番号　598　◎所在地番号　13
1　申請者の営業区分及び業種区分　物品製造等
①　物品の製造
②　物品の販売
③　役務の提供等
④　物品の買受け
2　申請の時期　平成29年１月16日（月）から平成29年２月17日（金）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午前11時30分及び午後１時30分から午後５時00分までとする。郵送による申請の場合は平成29年１月16日から平成29年２月17日（消印有効）までに郵送すること。
なお、受付終了後においても、随時の申請を受付けるが、その場合は、資格の決定通知を行う間、入札に間に合わないことがある。
3　申請書類　物品製造等に係るもの
①　競争参加資格審査申請書（物品製造等）（機構の様式）※全省庁統一の様式では申請できません。
なお、現在有効な全省庁統一資格（平成28・29・30年度）（以下「統一資格」という）を有する方はその提出した統一資格審査申請書（１～５頁）の写しおよび資格審査結果通知書（写し）の提出により②～⑤を省略することができます。
②　営業経歴書（会社概要が確認できるパンフレット等）
③　登記簿謄本（写）（法人の場合。）
④　財務諸表類（直前の１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（個人にあっては、これらに類する書類。）等）
⑤　納税証明書（写）（その３の３・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書。税務官署が発行する証明書。）（個人にあっては、その３の２・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書。税務官署が発行する証明書。）または、これらに類する書類。）
⑥　資格決定通知書の返信用封筒１通（切手貼付のこと）
⑦　各種証明書（写）（プライバシーマーク（財団法人日本情報処理開発協会が発行する証明書）ＩＳＯ9001・ＩＳＯ14001及びＩＳＯ27001（ＩＳＭＳ）（各登録機関が認定した際の証明書で有効期限内のもの。また、更新中の場合はそれを証明する書類の（写）等。）
※⑦を取得していない業者については不要。
4　申請の方法
⑴　申請書類及び記載要領　独立行政法人中小企業基盤整備機構のインターネットホームページ（http://www.smrj.go.jp/utility/bid/shikaku/index.html）にアクセスし、出力することができる。
⑵　申請書の申請場所・方法　９に掲げる機関に一式まとめて持参または、郵送にて申請すること。（申請書の提出は１か所のみとする。）
⑶　申請書類に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
5　競争に参加することができない者
⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
⑵　申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
⑶　次の各号の一つに該当すると認められた者で、その事実があった後、２年を経過していない者
①　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
③　競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり、係員の職務の執行を妨害した者